

●香川県告示第160号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条第1項の規定による区域を次のとおり指定する。

平成3年香川県告示第211号（建築基準法の規定による区域の指定）は、廃止する。

平成26年3月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 指定区域

区分	指 定 区 域
丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市 宇多津町 多度津町	都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条に規定する都市計画区域のうち、防火地域及び準防火地域を除く用途地域に指定されている区域とする。

2 施行年月日

平成26年3月28日